

Vol.3 No.23 2008年8月

### 「温泉法が改正されます」

#### 改正の内容

環境省では、温泉の掘削時や採取時の可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉法を改正しました。温泉の掘削や採取を業として行う場合、全ての事業者は、都道府県知事の許可を受けることになりました。ただし、可燃性天然ガスの安全対策措置が必要ない旨の確認を都道府県知事に受けたときは、許可を受ける必要はありません。

改正温泉法は、平成20年10月1日より施行されます。

#### 許可・確認申請

温泉施設における温泉採取時の許可又は確認申請は、温泉採取時に温泉に含まれるメタン濃度の値に応じて行います。

- 1) **メタン濃度が爆発下限値を超える場合**、可燃性天然ガスの安全対策措置を実施してから都道府県知事の許可申請を受けます。
- 2) **メタン濃度が爆発下限値以下の場合**、可燃性天然ガスの安全対策措置が必要のない旨、都道府県知事の確認を受けることができます。確認を受けたときは、都道府県知事の許可申請は必要ありません。この規定に限り、平成20年8月1日より施行されました。

#### Q & A

Q.メタン濃度を測定するには?

A.温泉成分を測定できる温泉法の登録機関、計量証明事業者、行政機関等であり、かつ環境省や、都道府県等で開催した「温泉の確認手法の講習会」を受講した測定機関から選びます。

Q.測定方法及び基準値は?

A.測定は、携帯型のメタンガス測定器を用いて行います。測定方法ごとにそれぞれ基準値が定まっています。内容は、次表のとおりです。

#### 測定方法及びメタンの基準値

測定方法		基準値
水上置換法	ガスを水上(温泉中)で置換し、測定する方法。	50%LEL
槽内空気測定法	貯水槽に温泉を最高水位まで入れ、上層気相部を測定する方法。	25%LEL
ヘッドスペース法	温泉水を空気に触れないようにポリ容器へ採取し、強く振とうし、直ちに測定する方法。	5%LEL

基準値 % (LEL)とは

爆発下限値(着火源がある場合にガスが燃焼・爆発を起こす最低濃度)に対する割合を示します。

**都道府県知事への確認は平成21年3月末までに受ける必要があります。**

環境科学センター 大気環境部

海老原昌幸

～編集後記～

最近、スーパーなどで買い物をする時、マイバッグを持っていきます。地球温暖化防止のお役に立てればという熱い思い...というよりは、ポイントカードへのポイント集めが目的になっています。動機はともあれ、温室効果ガス削減行動を続けていくことが大切だと思っています。さて、マイバックと言えば、いま風呂敷が話題になっています。このジャパニーズアイテムが最近若者の間でおしゃれマイバッグとして重宝されているようです。みなさん粋な包みで地球温暖化防止にトライしてみたいかがでしょうか?ワインを包んでお土産に...なんていうのも粋です。



#### 業務内容

調査・分析・測定部門 (水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)  
 プラント・工事・メンテナンス部門 (排水・用水処理の設計及び施行・各種メンテナンス)  
 水処理薬品部門 (ホウライン・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)  
 環境保全機器部門 (滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)

